

知的財産戦略推進事務局提出資料

- ・在留資格に関する資料
- ・環境モデル都市に関する資料
- ・顕彰事業に関する資料
- ・海賊版対策

平成20年11月

調理師専門学校^の留学生が引き続き日本の料理店等で修得活動等を行う場合の在留資格について

- 現状、文化活動の在留資格によって、日本料理店において日本料理の専門家の指導を受けて文化・技芸の修得活動を行うことは可能。しかし、収入を得ることはできない。
- また、研修の在留資格によって、外国において、日本の受入れ機関（料理店等）の関連団体（当該機関の合弁企業や現地法人又は当該機関と1年以上の取引の実績等を有する機関）の常勤職員である場合、日本の当該機関で1年以内の研修を行うことは可能。ただし、研修生の受入れ体制などに関し、法務省令に規定する要件を満たす必要がある。

活動に基づく在留資格

* 各在留資格に定められた範囲での就労が可能な在留資格

在留資格	本邦において行うことができる活動《当該職業例など》	在留期間	就労
外交	日本国政府が接受する外国政府の外交使節団若しくは領事機関の構成員、条約若しくは国際慣行により外交使節と同様の特権及び免除を受ける者又はこれらの者と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動《外国政府の大使、公使、総領事等とその家族》	「外交活動」を行う期間	○
公用	日本国政府の承認した外国政府若しくは国際機関の公務に従事する者又はその者と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動（「外交」の項に掲げる活動を除く。）《外国政府の職員等とその家族》	「公用活動」を行う期間	○
教授	本邦の大学若しくはこれに準ずる機関又は高等専門学校において研究、研究の指導又は教育をする活動《大学の教授、講師など》	3年又は1年	○
芸術	収入を伴う音楽、美術、文学その他の芸術上の活動（「興行」の項に掲げる活動を除く。）《画家、作曲家、著述家など》	3年又は1年	○
宗教	外国の宗教団体により本邦に派遣された宗教家の行う布教その他の宗教上の活動《外国の宗教団体から派遣される宣教師など》	3年又は1年	○
報道	外国の報道機関との契約に基づいて行う取材その他の報道上の活動《外国の報道機関の記者、カメラマンなど》	3年又は1年	○
投資・経営	本邦において貿易その他の事業の経営を開始し若しくは本邦におけるこれらの事業に投資してその経営を行い若しくは当該事業の管理に従事し又は本邦においてこれらの事業の経営を開始した外国人（外国法人を含む。以下この項において同じ。）若しくは本邦におけるこれらの事業に投資している外国人に代わってその経営を行い若しくは当該事業の管理に従事する活動（「法律・会計業務」の項に掲げる資格を有しなければ法律上行うことができないこととされている事業の経営若しくは管理に従事する活動を除く。）《企業の経営者、管理者》	3年又は1年	○
法律・会計業務	外国法事務弁護士、外国公認会計士その他法律上資格を有する者が行うこととされている法律又は会計に係る業務に従事する活動《弁護士、公認会計士など》	3年又は1年	○
医療	医師、歯科医師その他法律上資格を有する者が行うこととされている医療に係る業務に従事する活動《医師、歯科医師、薬剤師、看護師》	3年又は1年	○

在留資格	本邦において行うことができる活動 ≪当該職業例など≫	在留期間	就労
研究	本邦の公私の機関との契約に基づいて研究を行う業務に従事する活動(「教授」の項に掲げる活動を除く。) ≪政府関係機関や企業等の研究者≫	3年又は1年	○
教育	本邦の小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾学校、養護学校、専修学校又は各種学校若しくは設備及び編成に関してこれに準ずる教育機関において語学教育その他の教育をする活動 ≪小・中・高校の語学教師など≫	3年又は1年	○
技術	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う理学、工学その他の自然科学の分野に属する技術又は知識を要する業務に従事する活動(「教授」の項に掲げる活動並びに「投資・経営」の項、「医療」の項から「教育」の項まで、「企業内転勤」の項及び「興行」の項に掲げる活動を除く。) ≪機械工学等の技術者≫	3年又は1年	○
人文知識 ・国際業務	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う法律学、経済学、社会学その他の人文科学の分野に属する知識を必要とする業務又は外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事する活動(「教授」の項、「芸術」の項、「報道」の項並びに「投資・経営」の項から「教育」の項まで、「企業内転勤」の項及び「興行」の項に掲げる活動を除く。) ≪企業の語学教師、デザイナー、通訳など≫	3年又は1年	○
企業内転勤	本邦の本店、支店その他の事業所のある公私の機関の外国にある事業所の職員が本邦にある事業所に期間を定めて転勤して当該事業所において行うこの表の「技術」の項又は「人文知識・国際業務」の項の下欄に掲げる活動 ≪外国の事業所からの転勤者≫	3年又は1年	○
興行	演劇、演芸、演奏、スポーツ等の興行に係る活動又はその他の芸能活動(「投資・経営」の項に掲げる活動を除く。) ≪歌手、ダンサー、俳優、プロスポーツ選手など≫	1年、6月又は3月	○
技能	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う産業上の特殊な分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する活動 ≪外国料理のシェフ、貴金属加工職人、パイロットなど≫	3年又は1年	○

*** 就労はできない在留資格**

在留資格	本邦において行うことができる活動 ≪当該職業例など≫	在留期間	就労
文化活動	収入を伴わない学術上若しくは芸術上の活動又は我が国特有の文化若しくは技芸について専門的な研究を行い若しくは専門家の指導を受けてこれを修得する活動(「留学」の項から「研修」の項までに掲げる活動を除く。) ≪日本文化の研究者など≫	1年又は6月	×
短期滞在	本邦に短期間滞在して行う観光、保養、スポーツ、親族の訪問、見学、講習又は会合への参加、業務連絡その他これらに類似する活動 ≪観光、短期商用、親族・知人訪問など≫	90日、30日又は15日	×
留学	本邦の大学若しくはこれに準ずる機関、専修学校の専門課程、外国において12年の教育を修了した者に対して本邦の大学に入学するための教育を行う機関又は高等専門学校において教育を受ける活動 ≪大学・短期大学・高等専門学校等の学生≫	2年又は1年	×
就学	本邦の高等学校若しくは盲学校、聾学校若しくは養護学校の高等部、専修学校の高等課程若しくは一般課程又は各種学校(「留学」の項に規定する機関を除く。)若しくは設備及び編成に関してこれに準ずる教育機関において教育を受ける活動 ≪高等学校・専修学校(高等又は一般課程)等の生徒≫	1年又は6月	×
研修	本邦の公私の機関により受け入れられて行う技術、技能又は知識の修得をする活動(「留学」の項及び「就学」の項に掲げる活動を除く。) ≪研修生≫	1年又は6月	×
家族滞在	「教授」から「文化活動」までの在留資格をもって在留する者又は「留学」、「就学」若しくは「研修」の在留資格をもって在留する者の扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動 ≪就労外国人等が扶養する配偶者・子≫	3年、2年、1年、6月又は3月	×

*** 個々の外国人に与えられた許可の内容により就労の可否が決められる在留資格**

在留資格	本邦において行うことができる活動 ≪当該職業例など≫	在留期間	就労
特定活動	法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動 ≪外交官等の家事使用人、ワーキングホリデー、アマチュアスポーツ選手、及び技能実習生など≫	1. 3年、1年又は6月 2. 1年を超えない範囲内で法務大臣が個々の外国人について指定する期間	○

(参考)外国人研修・技能実習制度

【在留資格区分:「研修」および「特定活動」】

【目的】

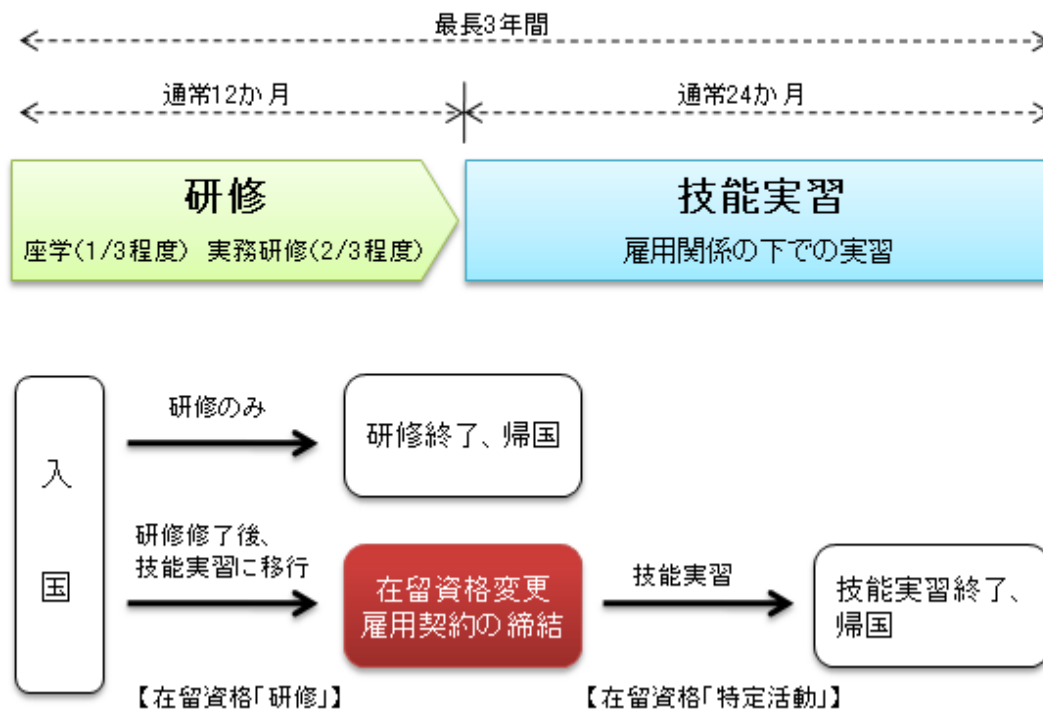
国際協力としての研修・技能実習事業

研修生・技能実習生への技術・技能移転を図り、その国の経済発展を担う人材育成を目的としたもの。

【概要】

技能実習移行対象職種(63職種116作業)について、1年間の研修の後、技能検定基礎2級レベルに達したものが、雇用関係の下、技能実習(最大2年)を行う制度。

外国人研修・技能実習の流れ



技能実習移行対象職種の例

- 農業関係
耕種農業、畜産農業 等
- 漁業関係
漁船漁業 等
- 建設関係
内装仕上げ施工、建設機械施工 等
- 食品製造関係
加熱性水産加工食品製造業 等
- 繊維・衣服関係
紡績運転、織布運転 等
- 機械・金属関係
電気機器組立て、鋳造 等
- その他
プラスチック成形、塗装 等

「環境モデル都市」選定事業について

内閣官房知的財産戦略推進事務局

1. 事業の位置付け及び目的

(1) 事業の位置付け

環境モデル都市の募集・選定は、世界の先例となる「低炭素社会」への転換を進め、国際社会を先導していくという第169回国会における内閣総理大臣施政方針演説(平成20年1月18日)を受け、「都市と暮らしの発展プラン」(平成20年1月29日地域活性化統合本部会合了承。)に位置付けられた取組。

(2) 事業の目的

- これまでの「個別分野別アプローチ」(交通対策、エネルギー対策、廃棄物対策、森林保全等)により、一定の知見の集積と効果が実現。
- より大幅な削減効果の実現を図るため、一定のフィールド(地域)を定め、知見の集積を社会経済システムに組み込み、都市・地域がそれぞれの特性を活かして自律的に取り組める分野横断的な「**統合アプローチ**」による取組への進化が必要。
- 都市・地域の活力の創出、住民の生活の質の向上等幅広い効果も期待。
- このような「**統合アプローチ**」に関して、先導的・モデル的な都市を選定し、国内・海外における普及を図る。

2. 事業の概要

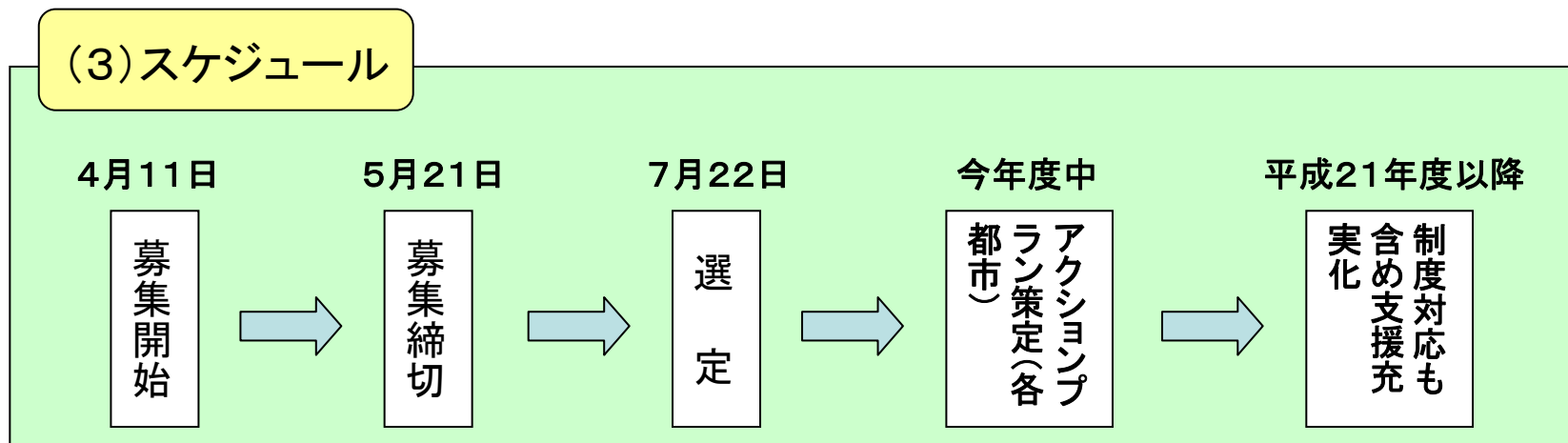
(1) 選定主体

内閣官房地域活性化統合事務局が、内閣総理大臣が開催する「地球温暖化問題に関する懇談会」の下に設けられた「環境モデル都市・低炭素社会づくり分科会」の助言を得て選定。

(2) 選定の視点・基準

- ① 温室効果ガスの**大幅な削減を目標**とすること
- ② **先導性・モデル性**に優れていること
- ③ **地域に適応**した取組であること
- ④ 取組の円滑かつ**確実な実施**が見込まれ、**実現可能性**が高いこと
- ⑤ 都市・地域の**新たな活力の創出**等に支えられ、**取組が持続的に展開**されること

(3) スケジュール



(4) 選定結果

全国の都市・地域の応募・提案の中から、基準を満たす「環境モデル都市」6団体及び今後、基準を満たして環境モデル都市に選定される可能性のある「環境モデル候補都市」7団体を選定。

《環境モデル都市》

大都市: 横浜市、北九州市
地方中心都市: 帯広市、富山市
小規模市町村: 下川町(北海道)、水俣市

《環境モデル候補都市》

大都市: 京都市、堺市
地方中心都市: 飯田市、豊田市
小規模市町村: 檜原町(ゆすはらちょう、高知県)、宮古島市
東京特別区: 千代田区

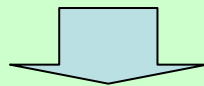
3. 今後の支援等

(1) 環境モデル都市への支援

提案内容実現のためのアクションプラン実施に伴い、必要な予算等の支援を優先的かつ重点的に行う。

(2) 環境モデル都市の取組の拡大と世界に向けた情報発信のための体制づくり

我が国における低炭素社会づくりに向け、住民や産業界など幅広い主体を巻き込んだライフスタイルやビジネススタイルの変革等につながる大きなうねりを地域のレベルでも確実なものにするための体制が必要



環境モデル都市の取組を拡大し、世界に向けて情報を発信するとともに、選定外団体の優れた取組や非応募団体の隠れた意欲的な取組にも光を当て、低炭素社会づくりに向けた自律的な取組を支援するため、様々な関係者の協力を得て、「低炭素都市推進協議会(仮称)」を創設し、その運営を支援する。

政府が主催する日本ブランドに関連した功労者への顕彰制度

事業名	主催	最高位の賞	受賞対象	対象者の国籍規定	外国人受賞歴	一回の受賞人数	受賞者例	開始年度	備考
外国人叙勲	内閣府(外務省の推薦)	桐花大綬章	日本の政治・外交、産業経済、学術文化等の発展に功労のある者その他国家又は公共に対する功労のある者	外国人(日系一世である者を除く) 在外の者は、おおむね50歳以上 在日の者は、おおむね65歳以上	○	規定なし (21~75人、但し、昭和56年秋以降の全ての功績にかかる外国人受賞者)	【日本・アメリカ合衆国間の友好親善及び相互理解の増進に寄与(桐花)】ハワード・ヘンリー・ペーカー・ジュニア(元レーガン大統領首席補佐官)、 【日本美術紹介及び文化交流促進に寄与(旭中)】エミリー・ジョイ・サノ(元サンフランシスコアジア美術館館長)、 【我が国舞踊芸術の発展に寄与(旭中)】ピナ・パウシュ(ドイツ人舞踊家)等 <20年春受賞>	明治9年頃 (昭和56年秋の叙勲から春・秋2回の定期叙勲となる。)	* 春と秋の年2回発令
文化勲章	内閣府(文化庁の推薦)	文化勲章	我が国の文化の発達に関して顕著な功績のあった者	なし * 原則として前年度までの文化功労者	○	おおむね5名	外国人の受賞: アポロ11号の宇宙飛行士3名<昭和44年度受賞>、南部陽一郎(物理学者)<昭和53年度受賞(米国籍取得後)>、ドナルド・キーン(日本文学者)<20年度受賞>	昭和12年度	
文化庁長官表彰	文化庁	文化庁長官表彰	長年の文化活動に顕著な業績をあげた芸術家、文化人等	なし	×	規定なし	飯田久彦(音楽プロデューサー)、市川寿猿(歌舞伎俳優)、後藤孝一(漆芸製作技術者)等 <19年度受賞>	平成元年度	
文化庁映画賞	文化庁	文化庁長官賞	映画の分野において、芸術活動を通じて社会に貢献し、顕著な業績を挙げた者	なし	×	規定なし	【映画功労受賞者】 井上章(映画美術)、岩木保夫(映画照明)、長田千鶴子(映画編集)、佐々木志郎(映画企画)、萩原憲治(映画撮影)<20年度受賞>	平成15年度	
芸術選奨	文化庁	文部科学大臣賞	演劇、映画、音楽、舞踊、文学、美術、放送、大衆芸能、芸術振興、評論、メディア芸術の11分野において、その年に優れた業績をあげ新生面を開いた者	なし 大臣賞70歳未満 新人賞50歳未満	×	大臣賞: 演劇、映画、音楽、舞踊、文学、美術、大衆芸能は2名以内、 放送、芸術振興、メディア芸術は1名以内 新人賞: 各部門1名以内	大臣賞: 三谷幸喜(演劇)、周防正行(映画)、島田雅彦(文学)、細野晴臣(大衆芸能)等 新人賞: 唐沢寿明(演劇)等 <19年度受賞>	昭和25年度	
ものづくり日本大賞	経済産業省 文部科学省 厚生労働省 国土交通省	内閣総理大臣賞	ものづくりの中核を担う中堅人材、伝統の技を支える熟練人材及び将来を担う若手人材	なし	○	規定なし	外国人の受賞: 【海外展開部門(組み込みソフトウェア開発におけるインドとの協業)優秀賞】TOSHIBA EMBEDDED SOFTWAREのインド人技術者<19年度受賞>	平成17年度	* 隔年の開催
卓越した技能者の表彰(現代の名工)	厚生労働省	厚生労働大臣賞	技能の程度が卓越しており、当該技能において国内で第一人者と目されている現役の技能者(金属工作機械工から料理人まで様々な技能が対象)	なし * ただし、日本で当該技術の技術者として長年従事していなければならぬ	×	約150名	木原三雄(ガラス研磨工)<15年度受賞>、道場六三郎(日本料理人)<17年度受賞>、石川進造(電気めっき工)<19年度受賞>、三國清三(西洋料理人)<19年度受賞>	昭和42年度	
日本食海外普及功労者表彰	農林水産省	農林水産大臣賞	海外に在住し日本食、日本食材その他日本産農林水産物の海外での紹介・普及に多大に貢献してきた者	外国人及び海外在住の邦人	○	5名以内	雲田康夫(米国: 前Morinaga Nutritional Foods, Inc.最高顧問)、小西紀郎(ペルー: 日本食レストランオーナー)、タイ・タフォン(香港: 四洲集团有限公司主席)、マークス・ハステンフルク(ドイツ: 下堂園インターナショナル代表取締役)、米田邦夫(米国: 日本調理師連合会米国支部支部長)<20年度受賞>	平成18年度	

独立行政法人等における日本ブランドに関連した功労者への顕彰制度

事業名	主催	最高位の賞	受賞対象	対象者の国籍規定	外国人受賞歴	一回の受賞人数	受賞者例	開始年度	備考
国際交流基金賞	国際交流基金	国際交流基金賞	学術、芸術、その他の文化活動を通じて日本に対する海外の理解、日本人の対外理解に貢献した個人・団体	なし	○	原則として3件	バーナード・リーチ(陶芸家)<昭和49年度受賞>、黒沢明(映画監督)<昭和57年度受賞>、ドナルド・キーン(日本文学者)<昭和58年度受賞>、宮崎駿(映画監督)<17年度受賞>、マルコ・ミュラー(ヴェネチア国際映画祭ディレクター)<20年度受賞>	昭和48年度	* 受賞者は天皇・皇后両陛下の御接見を賜る
国際漫画賞	国際漫画賞実行委員会	国際漫画賞(最優秀賞)	海外で漫画文化の普及活動に貢献する漫画作家	なし	○	国際漫画賞最優秀賞: 1作品、国際漫画賞優秀賞: 3作品程度	李志清(LEE CHI CHING)<19年度受賞> 劉雲傑(LAU WAN KIT)<20年度受賞>	平成19年度	* 外務省が関与

インターネット上の海賊版対策について ～二国間協議による働き掛け～

IIPPF知的財産保護官民合同ミッション

- 2002年度以降継続的に、IIPPFと政府が合同で中国等にミッションを派遣。模倣品・海賊版問題に係る法制度整備・取締り強化を働きかけ
- 本年6月、IIPPF業界別ミッションの一つとして、CODAと政府が合同で中国にミッションを派遣。インターネット上の著作権侵害問題改善に向け、中国の中央政府機関及び関係機関に対して働きかけ

注 IIPPF:国際知的財産保護フォーラム、CODA:コンテンツ海外流通促進機構

日中経済パートナーシップ協議

- 2002年度より毎年度、閣僚レベルにより、模倣品・海賊版対策強化を要請

インターネット上の海賊版対策について ～多国間協議による働き掛け～

模倣品・海賊版拡散防止条約(ACTA)(仮称)

- 我が国が提唱したACTAの早期実現に向け、現在関係国・地域と条文案について協議中。今後、インターネット上の海賊版対策を含めた知的財産権侵害への対処の在り方について議論が行われる予定

国際機関等における取組

- APEC、OECD等において、インターネット上の海賊版対策を含めた模倣品・海賊版対策について取組を実施